


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市重度脳性麻痺者介護事業運営要綱の一部を改正する訓令について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立みのり福祉園条例施行規則				
	部課機関	みのり福祉園				
1. 要旨						
<p>(1) 主な改正点 平成28年9月30日をもって閉園となるみのり福祉園に関連する条文を削除するものである。</p> <p>(2) 施行日 平成28年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 みのり福祉園の事業が総合福祉センターに移行するため、影響なし。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>文書課審査済み。 東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例を平成28年第3回定例会に議案として提出し議決された。</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
特になし。						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議報告後、速やかに改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。